

## パブリックコメント 意見の概要と意見に対する考え方

## 資料2

No.	意見の概要【公表】	意見に対する審議会の考え方【公表】	詳細説明【非公表】
1	まちづくり基本条例は自治体の憲法です。第4条に市民の役割はありますが、市民の権利(生活権、市政への参加権、情報公開請求権)はありません。	当条例(素案)は、村上市のまちづくりをどのように進めていくかというところについて、その基本的な考え方を規定したものです。ご意見にある生活権、参政権などについては、日本国憲法により基本的人権として保障しているところです。また、情報公開請求権に関しては、村上市情報公開条例(平成20年条例第20号)に定められておますので、当条例(素案)には含まれておりません。	当条例(素案)の主旨とするところは、村上市のまちづくりをどのように進めていくかというところについて、その基本的な部分を規定したものです。なお、ご意見については次のように考えます。「生活権」については、日本国憲法により基本的人権が保障されておりますので、当条例(素案)では規定していません。「市政へ参加する権利」を「参政権」として捉え、このことについては、二元代表制のもと市民の誰もがその権利を有しているということが前提です。当条例(素案)では市政のみならず、市民の手による地域づくりなどを含めて村上市のまちづくりと捉えています。また、「情報公開請求権」については村上市情報公開条例(平成20年条例第20号)に定められており、この条例素案には含めておりません。
2	男女共同参画の言葉がありません。	市のすべての条例及び規則等において、市民はすべて平等です。このため、男女の性差に関する記載をしておりません。	当条例(素案)においては、市民はすべて平等です。このため、男女の性差に関する記載をしていません。(日本国憲法第14条において規定されています。)しかし、法の下で平等であっても、慣習や考え方などにおいて男女に格差があることも事実であり、このように考え方と行動が必ずしも一致しない部分については、「村上市男女共同参画計画」に基づき、有効な施策を推進していくこととしています。

## パブリックコメント 意見の概要と意見に対する考え方

## 資料2

No.	意見の概要【公表】	意見に対する審議会の考え方【公表】	詳細説明【非公表】
3	市の責務や義務をもっと具体的に書くべきです。	当条例（素案）は、まちづくりに関する基本的な考え方を、市民の誰もが簡潔に理解することを目指した理念的な条例です。なお、市の役割（責務）や義務については、当条例（素案）第7条から第13条に記載されていると解します。	当条例（素案）は、まちづくりに関する基本的な考え方を市民の誰もが簡潔に理解することを目指した理念的な条例です。なお、市の責務や義務については、以下の条項に規定されていると解します。 第7条（市の役割）、第8条（まちづくり活動への支援）、第9条（意見の尊重）、第10条（情報の共有）、第11条（人材の育成）、第12条（交流の拡大）、第13条（関係機関との連携） また、条例の主旨は、まちづくりに関する基本的な考え方を規定するものであり、義務や責務の具体的な事項を規定するものではありません。
4	住民参加の手続き、仕組みはどのようにするのですか。	当条例（素案）は、市のまちづくりの基本的な考え方（理念）を規定するものであり、まちづくりに関する市民参加について、具体的な手続きやその仕組みについては規定しないこととしています。	当条例（素案）は、市政への市民参加はもとより、地域や町内などの身近なまちづくりについても触られています。このため、その参加手法などについては様々な方法があります。具体的な手続きやその仕組みを規定するのではなく、まちづくりの基本的な考え方（理念）を市民に分かりやすく規定したものです。

## パブリックコメント 意見の概要と意見に対する考え方

## 資料2

No.	意見の概要【公表】	意見に対する審議会の考え方【公表】	詳細説明【非公表】
5	<p>条例の見直し、改正の手続きの条がありません。市民の関わり方についてはどう考えるのか。</p>	<p>本条例(素案)に限らず、条例の見直しが必要な際は改正の手続きを行わなければならないため、改正の規定を加える必要はないと判断します。なお、市長による規則制定に関する条項を規定しないことで、安易な運用を防いでいます。また、市民の関わりについては、第4条に「市民の役割」として規定しています。</p>	<p>どの条例においても、条例に不都合がある場合は見直しや改正が必要であり、そのこと自体を規定する必要がないのではないかという議論の結果によるものです。また、安易な条例解釈が無いよう市長による規則制定に関する条項を規定していません。</p> <p>条例素案を考える際に最も大切にすることは、市民の目線で条例を見たときに、わかりやすく、理解しやすいものをつくるということでした。市民に身近なまちづくり活動においても、地域の高齢化や担い手不足など多くの課題を抱えており、このような問題に向けて市民と行政が協力しながらまちづくり活動を活性化していくことが大きな目標となっています。</p>
6	<p>条例中の言葉にどのような概念があるのかを明示しておくことが必要ではないでしょうか。</p>	<p>当条例(素案)では、条例の主旨が伝わるように特に必要な用語についてのみ、第2条「用語の定義」として対象や範囲を限定しています。なお、言葉や用語の概念までを規定することは必要ないと考えています。</p>	<p>条例(素案)を考える際に、市民が条例を読んだ際にわかりやすく伝わるかという点を大変重視しました。このため、特に重要な言葉については、その意義を表し、条例の内容が伝わるように「用語の定義」としているところです。しかし、条例中の言葉について、その概念までを表記することは、逆に条例を難しくすることにもつながりかねず、現在のところ言葉の概念までを明示する必要がないと判断します。なお、条例の解説書では、説明が必要な場合において、使われている言葉についての説明を加えており、必要に応じて解説等に言葉の説明が必要と考えています。</p>

## パブリックコメント 意見の概要と意見に対する考え方

## 資料2

No.	意見の概要【公表】	意見に対する審議会の考え方【公表】	詳細説明【非公表】
7	この条例に基づき、総合計画は策定されることになるのでしょうか。また、この条例の位置付けを明記する必要があると考えます。	当条例（素案）は、市民協働のまちづくりを市民、行政及び各団体などが協力して進めるための基本的な考え方を定めるもので、まちづくりに関する理念的な条例です。このため、条例制定にあたり、総合計画の策定や改定は伴いません。また、条例の序列や優位性などは考慮していません。	（仮称）村上市まちづくり基本条例（素案）は、村上市のまちづくりを行政的視点だけではなく、市民のまちづくり活動、いわゆる「市民協働のまちづくり」の視点でつくられています。したがって、この条例の制定により総合計画が改定されるものではなく、行政及び市民のまちづくり、地域づくり活動において、より多くの市民に参画していただくことを目指しているものです。したがって、市では今以上に市民の意見や意思を取り入れる努力をしなければならないと考えます。また、当条例素案は協働のまちづくりを市民と行政が協力して進めるための基本規定として位置付けています。
8	本来、自治は憲法の下、国民としては主体的に参画すべきものであるはずですが、今更このような条例が必要なのだろうかという意見です。	市が進める市民協働のまちづくりを更に推進するうえでも必要と判断しました。	全国的に「まちづくり基本条例」や「自治基本条例」という条例は多数存在し、大きなものからシンプルなものまでその形も様々です。さらにこれらの条例については、その必要性を含め様々な考え方があるのは事実です。昨今、市内各地区で「市民協働のまちづくり」として様々な取り組みが始まり、市民自ら地域を活性化しようとする取り組みや子供たちの見守りなど地域を守ろうとする活動などが増えてきました。市としてもこうした市民のまちづくり意識への高まりとともに、そのような活動を行う市民へ支援をしたり、意見や考えを市政に取り入れたいと考えていることが求められています。そのために、様々なまちづくりの活動を線で結びながら、村上市のまちづくりとしてどのように進めていくかという基本的な考え方を明らかにする必要があるため、この条例づくりを進めてきたものです。

## パブリックコメント 意見の概要と意見に対する考え方

## 資料2

No.	意見の概要【公表】	意見に対する審議会の考え方【公表】	詳細説明【非公表】
9	<p>地方自治体においては、住民である市民以外に外国籍の方、県外の方など、実際に居住している様々な方を取り込んでまちづくりをする必要があります。そのような点も考慮して条例化を考えたのでしょうか。第2条の市民の定義とする前提を明確にしてほしいと考えます。</p>	<p>第2条第1項第1号において、市民を「市内に居住する者」としており、ご意見にある「実際に居住している方」を含むものと解します。なお、市民の定義について、当条例以上に範囲を広くすることは、「市民」の定義を逆にわかりにくくすることになりかねないと判断しました。</p>	<p>村上市市民憲章等審議会では、当条例（素案）を策定する段階で、法律の専門家ではない「市民」の感覚を重視しました。まちづくり活動は、時として専門家や市外在住者、企業など多くの方から協力を得ながら進めなければなりません。しかしながら、条例の主体である「市民」を広く定義すれば、個人個人が思う「市民」の捉え方に大きなずれがあることが分かりました。そのため、「市民」という定義をシンプルに「市内に居住する人」、「市内に通学または通勤する人」としたものです。なお、「市内に居住する者」としているため、外国人の方を含めて市に住んでいる方を指しています。</p>
10	<p>前文中の「ふるさと」という言葉の意味が次のようになっていますが、他の土地から移転された方を考えると（1）の意味でしょうか。  （1）古く物事があった土地。古跡。古都。  （2）自分が生まれた土地。故郷。  （3）かつて住んだことのある土地。なじみ深い土地。</p>	<p>「ふるさと」は、「市民それぞれが思う村上市のまち」を指しています。「ふるさと」には「自分の家(がある土地)」という意味や「精神的なよりどころ」という意味を持たせており、この村上市にいるすべての市民に共通するふるさと「村上市」という意味です。</p>	<p>「ふるさと」は「村上市」のことを指しています。「ふるさと」は、「自分の家」という意味や「精神的なよりどころ」という意味があり、村上市に住んでいる人にとって、それぞれの「まち」であり、「集落」があるところという意味です。この村上市にいるすべての市民に共通する場所であり、ホームタウンとして心に誇ることのできるまちとなってほしいという願いも込めて「ふるさと」としています。</p>
11	<p>前文中「<u>かけがえのないふるさと</u>」とは「ふるさとを替えることができない」という意味であり、移動の自由を制限するような表現にもなりかねませんし、「変えることができない」という意味にも捉えかねないのですが、いかがでしょうか。</p>	<p>「替わるものがないほど大切な」という意味です。</p>	<p>「かけがえのない」は「掛け替えることができない」すなわち「取り替えることができない」、「替わりがない」という意味です。すなわち「替わるものがないほど大切な」という意味として捉えています。</p>

## パブリックコメント 意見の概要と意見に対する考え方

## 資料2

No.	意見の概要【公表】	意見に対する審議会の考え方【公表】	詳細説明【非公表】
12	前文中「私たちの使命です。」の「使命」には、「誰かに命じられてする」という意味が含まれるため、「権利と責務」としたほうが適当ではないでしょうか。	「大切な務め」という意味であり、「責務」と等しく重い言葉と考え、「使命」とすることとします。	「使命」には「大切な務め」という意味も含まれますので、「責務」と同等に重い言葉と考えます。意見に「権利と責務」という言葉の提案もありましたが、特に前文はより多くの市民に読まれることや、条例の主旨が理解しやすくすることを念頭に置いているために、このような表現としたものです。
13	前文中「知恵を出し合い」という部分について、知恵かどうか自信がなくても、各人の立場で考えることを「意思表示する」ことがまちづくりにとって重要だと考えます。このため、「知恵を出し合い」に替えて「意思表示し」としたほうが適当ではないでしょうか。また、「乗り越えていくことが必要」としていますが、必要だからと言って強要されるようなことにならないよう配慮が必要と考えます。	ご意見のとおり、「意思表示する」ことはとても大切なことと考えます。しかし、「知恵を出し合う」とは、まちづくりや地域づくりの場に参加することから、それぞれが行動し、意見を出し、より良いまちをつくるために力を出し合うことをいいます。また、「乗り越えていくことが必要」という部分については、それを強制している部分はないと判断します。	ご意見にあるように「意思表示する」ことはとても大事なことです。しかし、「意思表示する」ことよりも身近で小さなまちづくりの活動に「参加」してもらうことが大切だと考えます。ここでいう「知恵を出し合う」とは、まちづくりや地域づくりの場に参加することから、行動し、意見を出し、より良いまちをつくるために力を出し合うことをいいます。「意思表示し」としたときには、逆に何らかの意思表示をすることを求められるように捉えられかねず、「知恵を出し合い」とする方がより身近で自然な言葉として受け入れられると判断したものです。また、「乗り越えていくことが必要」という部分については、文章面から必要だからこのようにしなさいとしている表現はなく、それを強制しているものではありません。

## パブリックコメント 意見の概要と意見に対する考え方

## 資料2

No.	意見の概要【公表】	意見に対する審議会の考え方【公表】	詳細説明【非公表】
14	<p>第3条第1項第2号「まちづくりに関する課題の解決には、協働して取り組むこと。」としている部分について、主語が行政側か、一般市民側か曖昧です。第3条は民主主義においては当然のことと考えますが、改めて条例化するには議会での慎重審議をお願いします。</p>	<p>第3条第1項第2号に「各主体」という言葉を加えることとし、次のとおり修正します。  「(2)まちづくりに関する課題の解決には、各主体が協働して取り組むこと。」  なお、当条例に限らず、いずれの条例においても議会で慎重に審議されるべきものであることは当然であると考えます。</p>	<p>当条例素案は、行政側、市民側からも、どの立場においても考えなければならないこととして、基本原則としているものです。「協働」の面においては、行政と市民または行政と各団体、各団体と市民など様々な場合が想定されますが、互いに協力できる範囲で力を出し合い、より高い目標を目指すことを主旨としています。ご指摘のとおり曖昧であるという点においては、条文中に「各主体が」という言葉を入れ、次のように修正します。  「まちづくりに関する課題の解決には、各主体が協働して取り組むこと。」また、いずれの条例においても議会で慎重に審議されるべきものであることは当然であると考えます。</p>
15	<p>パブリックコメントが年末年始の忙しい時期であるため、パブリックコメントを実施しているということにさえ気づかない人が多いのではないのでしょうか。実施時期などについて検討する必要があると感じます。</p>	<p>ご意見について、パブリックコメントの実施時期や方法について更に検討することにしていきます。どうかご理解ください。</p>	<p>年末年始にかけて、時間の取れる方も多いのではないかとの考えにより、この度のパブリックコメントの実施となりました。実施時期や方法については、更に検討することにしていきます。</p>

## パブリックコメント 意見の概要と意見に対する考え方

## 資料2

No.	意見の概要【公表】	意見に対する審議会の考え方【公表】	詳細説明【非公表】
16	まちづくりは人づくりです。子どものころから土と命のつながりを体験し、元気な野菜づくりを体験してもらうことが大事だと思っています。仕事を定年退職された方などが、幼稚園や学校に行っ て指導してもらうことなどは、生きがいづくりにつながると思っています。	当審議会においても、まちづくりは人づくりであるとの意見があり、第11条に人材の育成として規定しております。	当審議会でも、まちづくりは人づくりであるとの意見が出されています。そのような人材を発掘することや地域のリーダーなどを育てていくことがとても大事なこととして、条例にも人材の育成として記載されています。